

# 児童館・児童コーナー、学童クラブ、放課後子どもひろば 事業概要等比較

資料1

平成24年7月31日

	根 拠	目 的	対 象	内 容	利用料	利用時間	区の設置状況
児童館・児童コーナー	【施設面】 児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第2条第1号に基づく子育て支援施設	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすること。	区内在住、在勤又は在学の0歳から18歳未満の児童及びその保護者	(条例) 子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関する事。  遊戯室・音楽室・図書室などで自由に遊んだり、講座や行事に参加するなど、地域の子供たちが楽しく過ごしています。中高生スペースのある児童コーナーもあります。 また、安全性の高い乳幼児の遊び道具があり、小さな子どもでも安心して遊べます。乳幼児専用スペースのある児童館・児童コーナーもあります。	無料	【区直営館】 平日(祝日・学校休業日除く) 9時30分～18時 土・日・祝 9時～17時 学校長期休業日の平日 9時～18時 ※年末年始は休館  【指定管理館】 毎日9時～18時 ※年末年始は休館	区直営館 9館  指定管理館 7館
	【設備・運営面】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例					【区直営児童コーナー】 ・子ども総合センター 平日(祝日・学校休業日除く) 9時30分～18時 土・日・祝 9時～18時 学校長期休業日の平日 9時～18時 ・榎町及び信濃町子ども家庭支援センター 平日(祝日・学校休業日除く) 9時30分～18時 土・日・祝 9時30分～18時 学校長期休業日の平日 9時～18時 ・中落合子ども家庭支援センター 利用時間は区直営館に同じ ※年末年始は休館	区直営児童コーナー4館
	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業  厚労省の「放課後児童クラブガイドライン」  新宿区学童クラブ条例	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場を与えることにより、子育て家庭の支援及び児童の健全な育成を図ること。	区内在住の小学校1年生から3年生までの児童で、なおかつ日中就労等により昼間家庭にいないもの。(特に配慮を要する児童は、小学校6年生まで)	(条例) (1)遊びと生活の場の提供 (2)遊びを通じた集団指導及び生活指導  就労等をされている保護者に代わり指導員(保育士等の有資格者)が生活指導等を行います。放課後の生活拠点を提供し、子どもたちが安心して過ごせるよう配慮しています。 また、異年齢の子どもたちの集団生活や遊びをとおして、心身ともにバランスのとれた成長ができるよう、自立に向けた指導を行っています。	月額6,000円(おやつ代2,000円を含む)  延長料金月額2,000円まで	【区直営学童クラブ】 平日(祝日を除く) 放課後～18時 土曜日(祝日を除く) 9時～17時 学校長期休業中の平日 9時～18時 ※年末年始は休み。  【委託学童クラブ】 平日(祝日を除く)放課後～18時(19時まで延長あり) 土曜日(祝日を除く)9時～18時(前後1時間延長あり) 学校長期休業中の平日9時～18時(前後1時間延長あり) ※年末年始は休み。  【民間学童クラブ】 民間学童クラブの利用料・利用時間等は、各クラブによって異なります。	区直営学童クラブ10所  委託学童クラブ16所  民間学童クラブ3所
放課後子どもひろば	社会教育法第5条十三 文部科学省厚生労働省「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 文部科学省「放課後子ども教室推進事業等実施要綱」(※) 東京都教育庁「東京都放課後子どもプラン実施要綱」「東京都放課後子ども教室推進事業等実施要綱」 区「放課後子どもひろば事業実施要綱」	放課後の小学校施設(活動室、校庭、体育館、図書室等)を活用して、遊びによる子どもたちの身体能力やコミュニケーション能力の育成と、学習の機会を提供することにより学ぶ意欲を育むこと。 また、小学校を拠点とする地域交流の推進を図ること。	当該校、区内在住の国公立校、近隣校児童など。 小学校1年生～6年生まで。	(要綱) (1)児童の自主的な遊びの支援に関する事。 (2)児童の自主的な学びの支援に関する事。 (3)小学校施設を活用した地域行事等への協力に関する事。 (4)児童の健全な育成及び又は軽易な相談に関する事。  事前に登録をした小学生が、自由に集い、子ども同士が交流し、自主的に活動する遊びと学びの場です。 各ひろばに放課後子どもひろば連絡会を設置し、事業内容等について連絡調整を行います。 学校から直接参加できます。帰宅後の参加もできます。	無料  保険料 年間200円	平日 授業終了時～最大18時。 学校休業日 10時～最大18時。  ・終了時間は、各校及び季節により異なる(各校のひろば連絡会で決定する)。  ・富久小子どもひろばのみ、平日に加えて、土日も活動室で実施。学校休業日は午前9時から開始。	全29区立小学校で実施(全校委託)

※国の放課後子ども教室推進事業の趣旨

全国の小学校区で、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。



	指導上の留意点	職員配置	指導目標
児童館・児童コーナー	<p>新宿区立児童館指導要領より</p> <p>(指導上の留意点)</p> <p>第3条 職員の指導上の基本的留意点は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童の身体の健康増進を図ること。</li> <li>2 児童の心の健康増進を図ること。</li> <li>3 児童の知的好奇心を高めること。</li> <li>4 児童の社会的な適応力を高めること。</li> <li>5 児童の情操を豊かにすること。</li> <li>6 保護者及び地域の住民等との連携を図ること。</li> <li>7 児童及び保護者の声に適切に対応すること。</li> <li>8 自らの資質向上を図ること。</li> </ol>	<p>&lt;資格要件&gt;</p> <p>ア. 地方厚生局長の指定した児童福祉施設の職員を養成する学校などを卒業した者。</p> <p>イ. 保育士</p> <p>ウ. 社会福祉士</p> <p>エ. 小・中・高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭資格</p> <p>オ. 大学(短期大学を含む)において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。</p> <p>カ. 児童福祉法関係施設において、概ね2年以上児童を直接指導、保育する業務に従事した経験のある者。</p> <p>&lt;配置数&gt;</p> <p>児童館担当職員配置数 2名</p> <p>&lt;根拠法令等&gt;</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ひろばが未就学児親子にとって楽しく、心地よい居場所となるようにする。</li> <li>2 相談チーム、発達チームと連携をはかりながら、子育て家庭の問題の早期発見、早期解決につなげていく。</li> <li>3 サークル活動等を通して、保護者の仲間づくりの支援を行い、親子の孤立化を防止する。また、子育てに関する様々な情報提供、発信の場にしていく。</li> <li>4 小学生から18歳未満までが、気持ちよく遊べる場を作り、子どもたちの育ちを支援する。</li> <li>5 児童コーナー文化の創造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己表現、自尊感情を育てる活動</li> <li>・遊び文化の継承</li> <li>・子どもの参画により進めていく児童館文化の創造</li> <li>・多文化の尊重(自分のルーツに誇りを持ち、他の文化を尊重する)</li> </ul> </li> <li>6 地域行事への積極的参加(職員だけでなく児童を連れての参加)</li> <li>7 地域活動連絡会の充実</li> <li>8 子どもを通じた知縁の輪(幼稚園保護者)</li> </ol>
学童クラブ	<p>新宿区学童クラブ指導要領より</p> <p>(クラブの基本的留意点)</p> <p>第2条 クラブは、保護者の就労や疾病等の理由により家庭において継続的に適切な保護に欠ける子どもを、保護者に代わって一定時間、組織的、継続的に保護し、併せて健全育成を図っていくものである。指導にあたっては子どもの権利を尊重することを基本に以下の事項に十分留意して指導しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 暖かい環境づくり</li> <li>二 ひとり一人の子どもの理解の上に立った、個別的、集団的指導</li> <li>三 健康管理と安全の保持</li> <li>四 社会的適応性を高めるための援助</li> <li>五 自主的活動と生活圏の拡大</li> <li>六 家庭・学校との連携</li> </ol>	<p>&lt;資格要件&gt;</p> <p>ア. 地方厚生局長の指定した児童福祉施設の職員を養成する学校などを卒業した者。</p> <p>イ. 保育士</p> <p>ウ. 社会福祉士</p> <p>エ. 小・中・高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭資格</p> <p>オ. 大学(短期大学を含む)において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。</p> <p>カ. 児童福祉法関係施設において、概ね2年以上児童を直接指導、保育する業務に従事した経験のある者。</p> <p>&lt;配置数&gt;</p> <p>学童クラブ登録数40名に対して2名配置</p> <p>&lt;根拠法令等&gt;</p> <p>学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)実施要綱(昭和40年8月18日40民児童発第271号東京都民生局通知)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 思いやりの心、優しい心、強い心を育てていきます。</li> <li>2) 放課後の家庭に代わる場として、心身ともに安らげる楽しい雰囲気を作ります。</li> <li>3) 集団生活を通して子どもの育ちを支援します。</li> <li>4) 遊びを通して子どもの育ちを支援します。</li> <li>5) 基本的生活習慣、生活力を身につける支援をします。</li> </ol>
放課後子どもひろば	<p>放課後子どもひろば事業実施要綱より</p> <p>(事業内容)</p> <p>第4条 事業の内容は、次に掲げる各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の自主的な遊びの支援に関する事。</li> <li>(2) 児童の自主的な学びの支援に関する事。</li> <li>(3) 小学校施設を活用した地域行事等への協力に関する事。</li> <li>(4) 児童の健全な育成及び又は軽易な相談に関する事。</li> <li>(5) その他、新宿区長及び新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業</li> </ol>	<p>&lt;資格要件&gt;</p> <p>支援者4名中1名については、児童養育経験を有する者または児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項に規定する資格を有する者が望ましい</p> <p>&lt;配置数&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理責任者 1名</li> <li>(2) 支援者 原則として4名以上 うち1名遊び支援者</li> </ol> <p>&lt;根拠法令等&gt;</p> <p>放課後子どもひろば事業実施要綱(平成19年4月1日付19新福子支第62号福祉部長決定)</p>	